

石田小学校に『転入』するときの手続き

1. 手続・・・次の書類を提出してください。

※伊勢原市役所・市民課で住民票異動届の手続きをし、伊勢原市教育委員会学校教育課学事担当で、在籍していた学校が発行した

- ・在学証明書(はがき付き)
- ・転学児童・生徒教科用図書給与証明書を提示して
- ・転入学通知書を受け取ってください。この手続きを済ませていないと転入できません。

【石田小学校に提出する書類】

- (1) 在学証明書
- (2) 転学児童・生徒教科用図書給与証明書
- (3) 転入学通知書 ※

※ 学区内に住所を異動していない場合等は、(3)転入学通知書は次の書類になります。

- ・市内で学区外の住所：(3)就学指定校の変更について(通知)
- ・市外の住所：(3)区域外就学の承諾について(通知)
- ・外国籍の場合：(3)外国人就学について(通知)

2. 受取・・・石田小学校より書類をお渡しします。記入後、学校へ提出してください。

【記入していただく書類】

- (1) 家庭環境調査票
- (2) 保健調査票
- (3) 校納金等自動支払依頼書(伊勢原市農業協同組合)
- (4) 児童登校班届け
- (5) 就学援助のお知らせ(希望者)
- (6) 給食費・PTA会費・積立金の口座振替について
- (7) 学用品について
- (8) 配信メール登録について